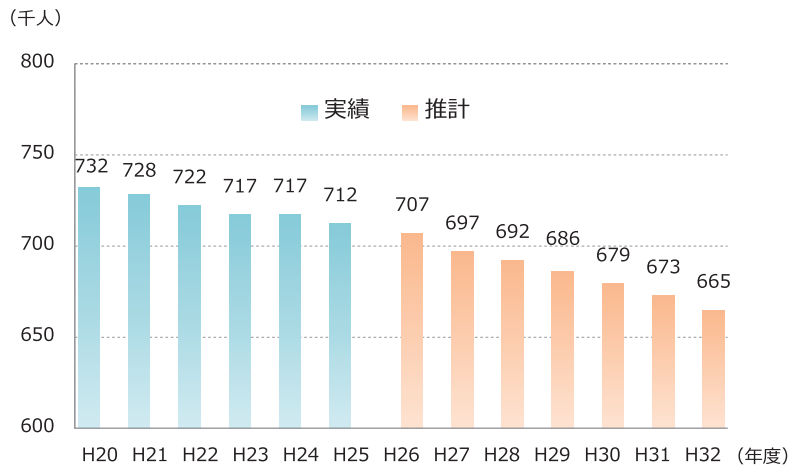


第3章 将来推計と目標の設定

1. 島根県内の廃棄物の将来推計

(1) 一般廃棄物排出量の将来推計

過去10ヶ年の実績をふまえ、その増減傾向をもとに将来推計を行ったところ、平成32年度の行政区域内人口は、約665千人（平成25年度実績にくらべ約4万7千人減）になると見込まれます（図3-1）。

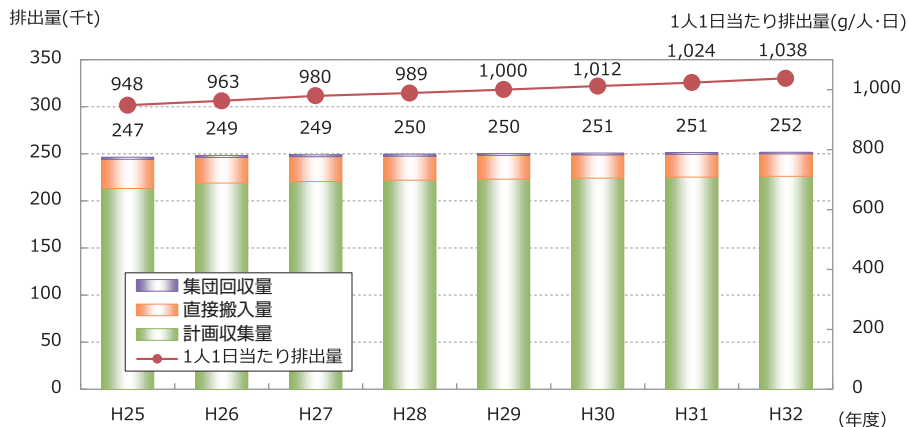


注：平成25年度は実績値、平成26～32年度は推計値

出典：住民基本台帳

図3-1 行政区域内人口の将来推計結果

過去5ヶ年程度の実績をふまえ、その増減傾向をもとに将来推計を行ったところ、平成32年度の一般廃棄物のごみ排出量^{注2}は、約252千t（平成25年度実績にくらべ約5千t増）となる見込みです（図3-2）。



注1：平成25年度は実績値、平成26～32年度は推計値

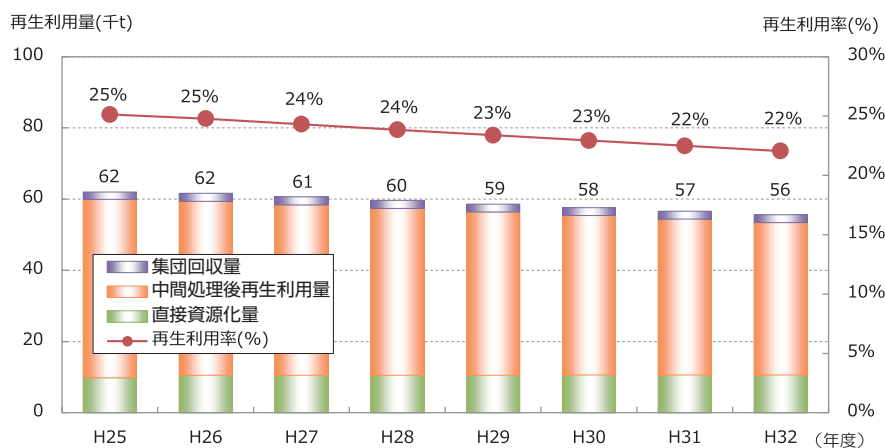
注2：ごみ排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

出典：「平成25年度一般廃棄物処理実態調査票」

図3-2 一般廃棄物排出量の将来推計結果

(2) 一般廃棄物再生利用量の将来推計

過去5ヶ年程度の実績をふまえ、その増減傾向をもとに将来推計を行ったところ、平成32年度の一般廃棄物の再生利用量は、約56千t（平成25年度実績にくらべ約6千t減）となる見込みです（図3-3）。



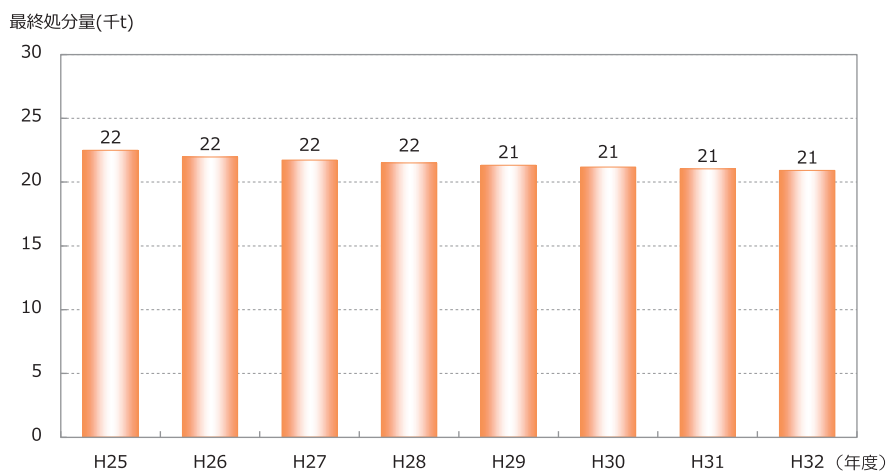
注：平成25年度は実績値、平成26～32年度は推計値

出典：「平成25年度一般廃棄物処理実態調査票」

図3-3 一般廃棄物再生利用量の将来推計結果

(3) 一般廃棄物最終処分量の将来推計

過去5ヶ年程度の実績をふまえ、その増減傾向をもとに将来推計を行ったところ、平成32年度の一般廃棄物の最終処分量は、約21千t（平成25年度実績にくらべ約1千t減）となる見込みです（図3-4）。



注：平成25年度は実績値、平成26～32年度は推計値

出典：「平成25年度一般廃棄物処理実態調査票」

図3-4 一般廃棄物最終処分量の将来推計結果

(4) 産業廃棄物排出量の将来推計

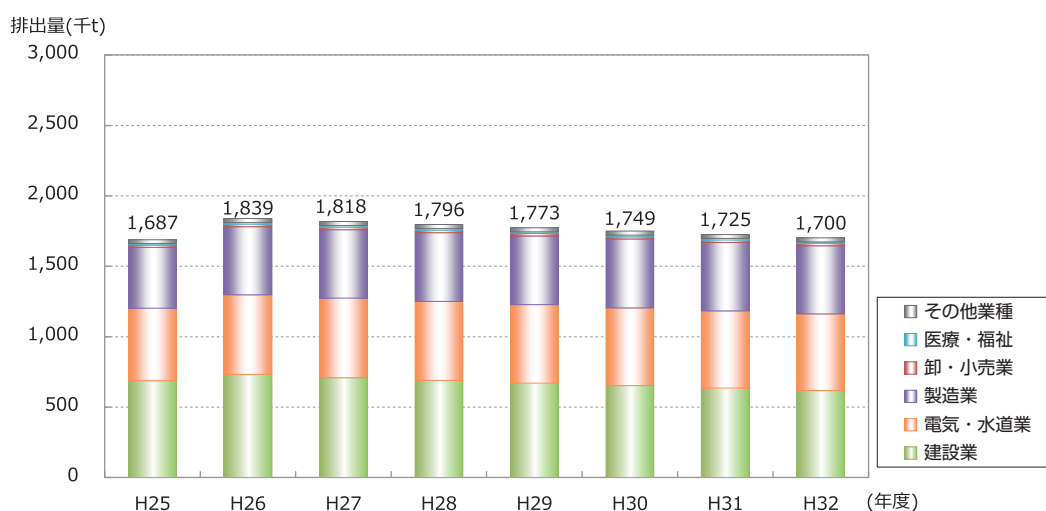
平成 32 年度における産業廃棄物の排出量について、以下の式に基づいて推計した場合、県全体では、おおむね 1,700 千 t となることが見込まれます（図 3-5、図 3-6）。

$$W = \alpha \times O \dots (\text{業種別に行う})$$

W：平成 26～32 年度の業種別予測産業廃棄物量の合算値

α：業種別産業廃棄物排出量原単位

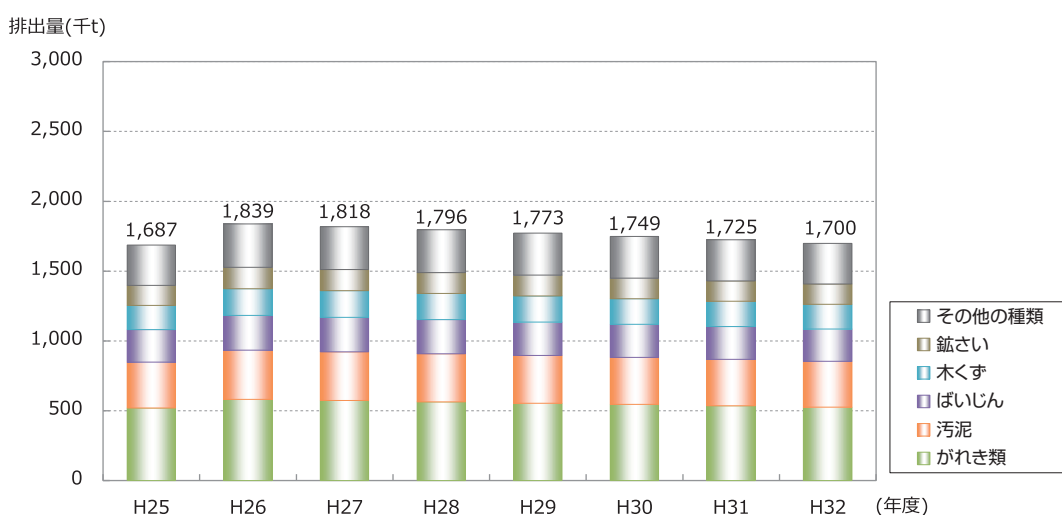
O：平成 26～32 年度の業種別活動量指標の予測値



注：平成 25 年度は実績値、平成 26～32 年度は推計値

出典：平成 26 年度島根県産業廃棄物実態調査報告書（平成 27 年 3 月）

図 3-5 種類別産業廃棄物排出量の将来推計結果



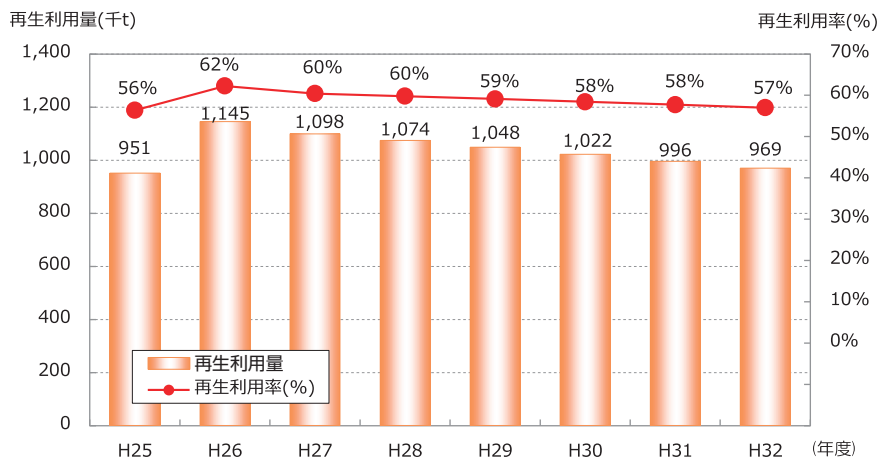
注：平成 25 年度は実績値、平成 26～32 年度は推計値

出典：平成 26 年度島根県産業廃棄物実態調査報告書（平成 27 年 3 月）

図 3-6 業種別産業廃棄物排出量の将来推計結果

(5) 産業廃棄物再生利用量の将来推計

平成 32 年度における産業廃棄物の再生利用量について推計した結果、県全体では、おおむね 969 千 t となることが見込まれます (図 3-7)。



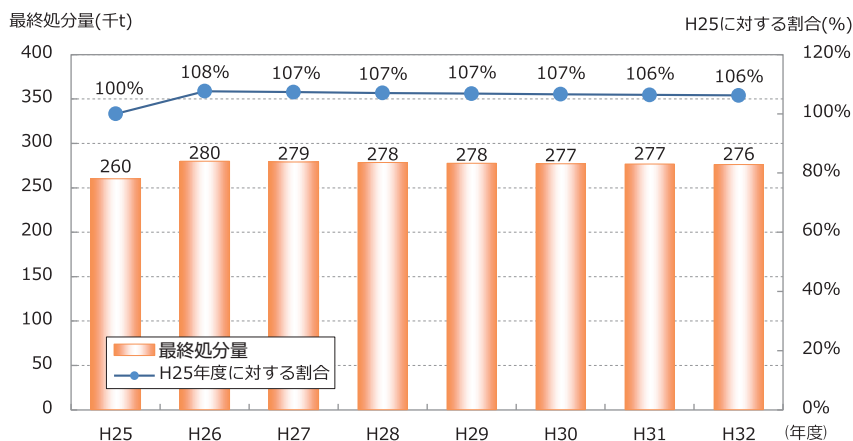
注：平成 25 年度は実績値、平成 26～32 年度は推計値

出典：平成 26 年度島根県産業廃棄物実態調査報告書(平成 27 年 3 月)

図 3-7 産業廃棄物再生利用量の将来推計結果

(6) 産業廃棄物最終処分量の将来推計

平成 32 年度における産業廃棄物の最終処分量について推計した結果、県全体では、おおむね 276 千 t となることが見込まれます (図 3-8)。



注：平成 25 年度は実績値、平成 26～32 年度は推計値

出典：平成 26 年度島根県産業廃棄物実態調査報告書(平成 27 年 3 月)

図 3-8 産業廃棄物最終処分量の将来推計結果

2. 循環型社会形成のための指標と数値目標

(1) 一般廃棄物処理に関する目標

一般廃棄物処理に関する数値目標については、今後、各主体において取り組むことが期待される具体的な施策を想定し、これの効果を定量化・積算した上で、さらに国の「基本的な方針」で示される目標値を参考に、以下のとおり設定します。

なお、排出抑制に関する目標値については、これまでに減量化が進んでいることを考慮すると、極めて厳しいレベルの目標設定であるため、各主体において、今後、より積極的な取組を行うことが必要となります。

- ① 排出量：平成32年度の排出量を基準年に対して、**5%以上削減**する。
- ② 再生利用率：平成32年度の再生利用率を**25%以上**とする。
- ③ 最終処分量：平成32年度の最終処分量を基準年に対して、**12%以上削減**する。

	基準年【平成25年度】	目標年【平成32年度】
排出量 ^{注1}	247千t（100%）	235千t（95%）
再生利用率 ^{注2}	25%（62千t）	25%（59千t）
最終処分量	22千t（100%）	20千t（88%）

注1：排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

注2：再生利用率 = 再生利用量（処理後再生利用量 + 直接資源化量 + 集団回収量）÷ 排出量

国の基本方針で示される目標値（参考）

	一般廃棄物	
	基準年【平成24年度】	目標年【平成32年度】
排出量	100%	88%
再生利用率	21%	27%
最終処分量	100%	86%

	産業廃棄物	
	基準年【平成24年度】	目標年【平成32年度】
排出量	100%	103%
再生利用率	55%	56%
最終処分量	100%	99%

(2) 産業廃棄物処理に関する目標

産業廃棄物処理に関する数値目標については、今後、産業廃棄物減量税等への対応や、循環型社会の形成に向けた自主的な取組が進むことを想定し、これらの効果を定量化・積算した上で、さらに国の「基本的な方針」で示される目標値を参考に、以下のとおり設定します。

なお、次の理由により、農業と農業以外の業種に区分した上で設定を行うこととします。

〈農業を区分する理由〉

- ・ 農業から排出される廃棄物の大半は家畜ふん尿であり、家畜ふん尿は、排出抑制になじまない廃棄物である点
- ・ 家畜ふん尿は他の業種から排出される産業廃棄物にくらべ、処理の方法が異なっており、現時点の再生利用率は既にほぼ100%（平成25年度）を達成している点

【農業以外】

- ① 排出量：平成32年度の排出量を基準年に対して、増加を1%以下に抑制する。
- ② 再生利用率：平成32年度の再生利用率を57%以上とする。
- ③ 最終処分量：平成32年度最終処分量を基準年に対して、4%以上削減する。

【農業】

- ① 再生利用率：平成32年度の再生利用率を、家畜ふん尿は100%、廃プラスチック類は85%以上とする。

【農業以外】

	基準年【平成25年度】	目標年【平成32年度】
排出量	1,687千t（100%）	1,700千t（101%）
再生利用率 ^注	56%（951千t）	57%（969千t）
最終処分量	260千t（100%）	250千t（96%）

注：再生利用率 = 再生利用量 ÷ 排出量

【農業】

		基準年【平成25年度】	目標年【平成32年度】
再生利用率 ^{注1}	家畜ふん尿 ^{注2}	100%（699千t）	100%（674千t）
	廃プラスチック類 ^{注3}	84%（0.48千t）	85%（0.49千t）

注1：農業からは動物の死体が年間約1千t程度排出されているが、動物の死体は再生利用になじまないことから、上表（目標値の設定）からは除外している。

注2：再生利用率 = 再生利用量 ÷ 排出量

注3：再生利用率 = 再生利用量 ÷ 回収量

(3) 循環型社会形成に関する目標

① 県民意識の向上等に関する目標

循環型社会の形成には、県民の取組の推進が必要不可欠であるため、県民の意識・行動に関する目標を以下のとおり設定します。

行動項目ごとに、行動レベル※をA～Cにランク分けし、行動レベルが低いものは引き上げ、すでに行動レベルが高いものは現状維持とします。

A：80%以上、B：40%以上～80%未満、C：40%未満

※アンケート調査結果の行動項目ごとに、「はい」及び「時々」と回答のあった世帯の割合を行動レベルとして算出。

項 目	回 答	H 2 7 (実績)	H 3 2 (目標)
①循環型社会に対する関心度	関心がある	A 86%	A
②「3R」という言葉の認知度	知っている	C 40%	B
③発生抑制(リデュース)に関する取組状況			
ア.物を大切に使い、長期の使用に努めている。	行っている	A 97%	A
イ.不要不急なものは購入しないようにしている。	行っている	A 95%	A
ウ.買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理方法(エコクッキング)を心懸けている。	行っている	A 91%	A
エ.生ごみの水切りなど、ごみの減量化を行っている。	行っている	A 91%	A
オ.詰め替え商品やばら売り商品を選ぶようにしている。	行っている	A 98%	A
カ.買い物の時、買い物袋を持参したり過剰な包装を断るようになっている。	行っている	A 95%	A
④再使用(リユース)に関する取組状況			
ア.リサイクルショップやフリーマーケットを活用している。	行っている	B 53%	A
イ.リターナブルびん等再使用可能な商品を選ぶようにしている。	行っている	B 71%	A
⑤再生利用(リサイクル)に関する取組状況			
ア.再生資源を利用した商品や環境ラベルの付いた商品など環境にやさしい商品を選ぶようにしている。	行っている	B 72%	A
イ.リサイクルしやすいように、資源ごみとして出すペットボトルやびんなどは洗って出す。	行っている	A 96%	A

項 目	回 答	H 2 7 (実績)	H 3 2 (目標)
⑥適正処理に関する取組状況 ア. ごみを出すときは、市町村の定めた分別方法を守り、指定された場所や収集日に出している。	行っている	A 100%	A
⑦その他の取組状況 ア. 循環型社会の形成に関する地域の活動への参加意欲	参加したい	B 49%	A
イ. リユース食器を使用し、また使用している店を選ぶようにしている	している	B 78%	A
ウ. 小型家電を家電量販店等の小型家電リサイクル引き取り店にて引き渡している。	している	B 79%	A
エ. ごみ削減の取組が、地球温暖化対策になることを知っている。	知っている	A 91%	A

② 事業者意識の向上等に関する目標

循環型社会の形成には、事業者の取組の推進が必要不可欠であるため、事業者の意識・行動に関する目標を以下のとおり設定します。

①と同様、行動項目ごとに、行動レベル*をA～Cにランク分けし、行動レベルが低いものは引き上げ、すでに行動レベルが高いものは現状維持とします。

A：80%以上、B：40%以上～80%未満、C：40%未満

*アンケート調査結果の行動項目ごとに、「はい」及び「時々」と回答のあった世帯の割合を行動レベルとして算出。

【多量排出事業者：年間排出量 1,000t 以上の事業者】

項 目	回 答	H 2 7 (実績)	H 3 2 (目標)
①拡大生産者責任の原則に基づく取組状況	行っている	A 90%	A
②環境に配慮した事業活動の取組状況	行っている	A 100%	A
③環境会計の活用状況	活用した	C 19%	B
④環境マネジメントシステムの取組状況 (ISO14001やエコアクション21などの認証取得)	取得している	C 33%	B
⑤廃棄物の削減状況	削減した	A 98%	A
⑥優遇ポイント制の導入、トレイの回収状況	行っている	C 27%	B

項 目	回 答	H 2 7 (実績)	H 3 2 (目標)
⑦長寿命製品や修理しやすい製品の開発・流通に対する取組状況	促進している	A 91%	A
⑧廃棄物発生量の少ない生産流通販売技術の開発状況	行っている	A 85%	A
⑨使い捨て商品から繰り返し使える商品の利用に切り替える取組状況	行っている	A 97%	A
⑩レンタル市場や修理・中古品市場の活用状況	活用している	B 79%	A
⑪事業活動を通じて発生する副産物等の有効利用状況	図っている	A 100%	A
⑫製品設計や製造工程において、商品の再生利用を前提とした技術導入の状況	導入している	B 74%	A
⑬商品流通に際して再生利用コストの織り込み及び回収ルート整備状況	図っている	B 72%	A
⑭再生利用商品（古紙等）の使用状況	行っている	A 93%	A
⑮リサイクル関連法令に則した廃棄物の再生利用状況	行っている	A 94%	A
⑯個別リサイクル法の適用を受けない廃棄物についての再生利用状況	図っている	B 69%	A
⑰地域の再生利用の促進を支えるための産業についての関心	関心がある	A 100%	A
⑱一般廃棄物のリサイクルルート（古紙類の分別収集等）の活用状況	図っている	A 84%	A
⑲環境関連産業に対する関心度	関心がある	A 98%	A

③ その他の取組目標

循環型社会の形成に関連するその他（廃棄物処理関係以外）の項目について、以下のとおり目標を設定します。

項 目	H 2 6 (実績)	H 3 2 (目標)
①エコショップ認定店舗数	189 店舗	200 店舗
②グリーン製品認定製品数	102 品目	110 品目
③優良産業廃棄物処理業者 県内事業者の認定件数	23 件	50 件

しまねエコショップ

県では、県内で、ごみの減量化・資源化及び再生利用に努めている店舗をエコショップとして認定しています。

エコショップは、簡易包装や資源ごみの店頭回収、再生商品の販売、店頭から出るごみの分別収集・資源化、製品の再使用などを積極的に行っているほか、買い物袋の持参を呼びかけるなどの取組を行っています。

また、エコショップのうち、4項目以上の取組を行っている店舗を『ゴールドエコショップ』として認定しています。

認定店は、島根県 環境生活部 環境政策課のホームページに掲載しています。

HP

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/ecoshop.html>



しまねグリーン製品認定制度



しまねグリーン製品

県では、循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため、平成16年度に「しまねグリーン製品認定制度」を創設しています。

この制度は、循環資源の再資源化を推進するとともに廃棄物の発生抑制を行い、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を図ると同時に、環境に配慮した県産品を育成・県内産業の振興に寄与することを目的としています。

毎年11月に製品の募集をはじめ、審査を行い、「しまねグリーン製品」として認定しています。

認定製品は、島根県 環境生活部 環境政策課のホームページで紹介しているほか、認定製品カタログを作成し、市町村や環境イベントなどへの配布を通して県民や事業者の手にわたっています。

HP

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/s-green/>

優良産業廃棄物処理業者

廃棄物処理法の優良基準（①実績と遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マニフェスト、⑤財務体質の健全性など）に適合すると認められた産業廃棄物処理業者を、島根県 環境生活部 廃棄物対策課のホームページに掲載しています。

HP

http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo_haikibutsu/hyokalist.html